

田原東部小学校 学校いじめ防止基本方針

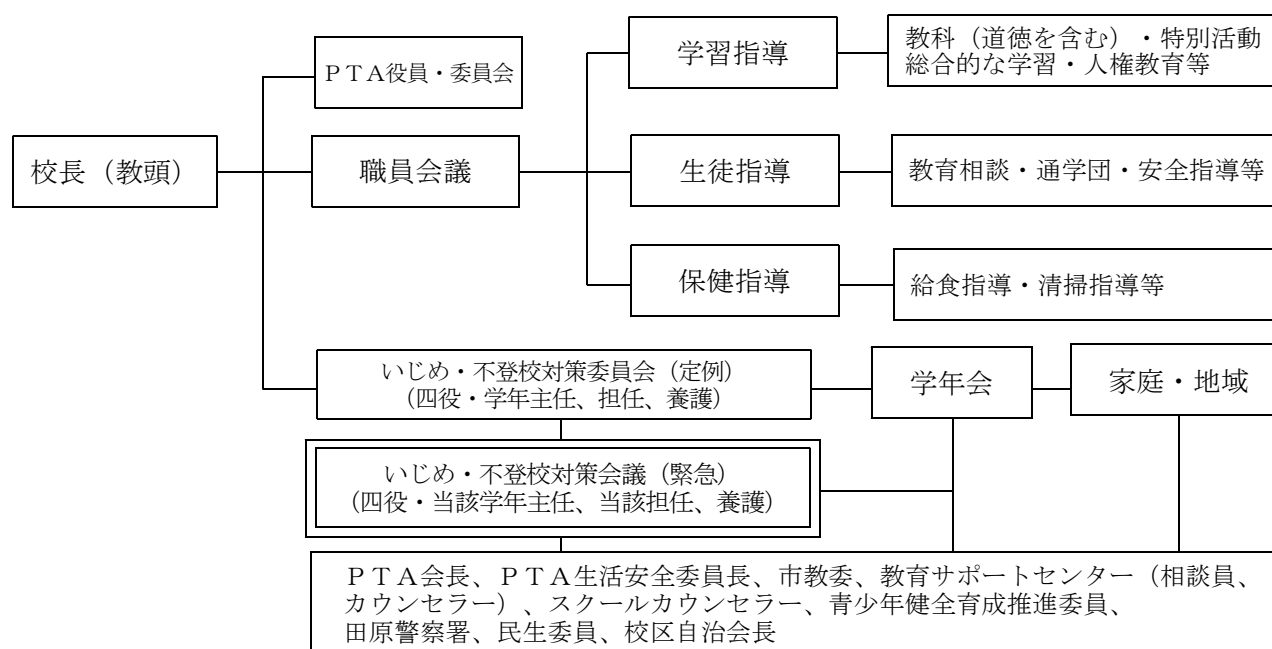
令和2年4月1日施行

1 学校におけるいじめ防止の基本的な考え方

いじめは、決して許されない行為であるとともに、「どの子にも、どの学校でも起こり得るものである」ということを十分認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないようにするとともに、学校全体で組織的な対応ができるようにしていく。そのためには、教職員だけでなく、保護者や地域、教育関係機関の協力を得ながら協働して、未然防止と早期解決に努める。

学校は、子どもが教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。子ども一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合う人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように取り組んでいく。そうした中で、子どもの自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを推進する。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織



3 学校におけるいじめ防止策

(1) いじめの未然防止

- ・認め合い、励まし合える人間関係を育成する。
- ・仲間づくりと日常的な活動をとおして、子どもと教職員、子ども相互の信頼関係を育む。
- ・わかる授業づくりを進め、どの子も参加・活躍できる学習活動を工夫する。
- ・道徳教育や学級活動等の時間を生かし、心を育てる（コミュニケーション能力の向上を図る）時間を計画的に設ける。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめ・不登校対策委員会を定期的（状況に応じては緊急）に開催し、気になる子どもの情報を共有するとともに、全教職員が協働体制を組んで指導を行う。
- ・「心のアンケート」を学期に1回実施して、実態を把握する。また、その結果をもとに教育相談活動を実施し、当該する子どもを指導・援助する。
- ・スクールカウンセラー、教育サポートセンター相談員・カウンセラー等と連携を図る。

4 学校におけるいじめへの対応(学校における生徒指導体制)

- ・いじめが認められたときは、校長、教頭の指導の下、生徒指導担当（校務主任）を中心に学年主任及び当該児童の担任、養護教諭で「いじめ対策会議」を開催し、援助・指導の方策を講じる。必要に応じて、外部専門家や教育関係者の参加を依頼する。
- ・問題のある子どもについては、問題の所在や実態を正しくとらえ、家庭と相談を図りつつ、適切な援助と指導にあたる。

5 重大事態への対応

重大事態が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。重大事態の調査を行う場合は、「緊急いじめ対策会議」を母体としつつ、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。

＜重大事態「いじめ防止対策推進法」第28条＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき |
|--|

6 取組の評価について

学校評価や教職員評価にいじめに関する項目を位置づけ、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等ための取り組みの改善を図る。

7 家庭や地域との協働体制

- ・学校で起こった問題については、保護者に連絡帳や電話で早急に伝えることを心掛け、保護者との信頼関係を構築する。
- ・必要に応じて家庭訪問（場合によっては保護者に来校をお願い）し、保護者と連携して問題の解決に取り組む。
- ・サポートセンターの相談員・カウンセラー、スクールカウンセラー等との連絡を密にし、情報収集や指導の方策を講じる。
- ・学校と地域との連携を密にし、地域社会全体が、児童の様子に目を向け、積極的に声をかけていただけるように呼びかける。